

# 17年10月ダイヤ改正

# 国労水戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 塚原良雄  
編集責任者 坂下 司

## 早期に交渉を

上野東京ラインの直通運転の拡大を中心とした10月14日ダイヤ改正のプレス発表を行った。

しかし、会社からの提案時期は示されていない。国労は提案時期について通常の2ヶ月前に（8月14日まで）提案することを要請している。

ダイヤ改正において提案時期の遅れが4年連続となる。水戸地本は8月10日に緊急申し入れを行った。

今回のダイヤ改正では上野東京ラインの直通運転の拡大が水戸支社の大きな変更点であり、

早急な提案をして社員の不安解消に向けたものにしていく。  
いわき〜竜田間の運転見直しをしていく。  
車掌、運転士行路の見直し

第86回全国大会において委員長に  
水戸地本の菊池忠志（前東日本本部  
委員長）が選出されました。

つなげよう  
技術（たぎやう）と  
魂（たましい）と  
運動を

し、要員の見直しで教育、訓練の充実。  
特急列車における車掌の一人乗務。水郡線ワンマン運転の拡大。各運輸区の乗務区間の変更がある。  
安全・安定輸送、利用者のサービス低下につながるダイヤ改正である。  
要員関係では乗務員の要員減が働く社員に大きく影響する。各班・職場の中で議論して問題があればあげてください。  
会社側に対して合理化を進めていく、ダイヤ改正の問題点を再度早急に要請していく。

### 年次有給休暇 その1

#### 年休が消化できない分は買取ができないの？

原則として違法になります。有給は疲労回復の趣旨のため。年休取得日に会社の行事などの短時間でも超勤は出来ません。

#### 時期変更権

事業の正常な運営を妨げることもあります。そこで使用者には**時季変更権**という権利があります。

単に忙しいからでは具体性に欠け権利の乱用になる。

慢性的に人員不足を理由に時季変更権を違法とした判例もあります。

事業の正常な運営を妨げるとは、年度末の業務繁忙期などに多数の労働者の請求が集中したため休暇を付与し難い場合。